

# インフルエンザ感染報告書

社会福祉法人 大鎌田保育園

学校保健安全法により、インフルエンザにかかった場合は出席停止の措置がとられます。この措置はお子さまが十分休養して早く病気を治すためと、他の子どもたちへの感染を防ぐためのものです。保育園もそれに準じて対応をしています。

出席停止期間は、「発症した後5日を経過し、かつ、解熱後3日を経過するまで」となります。発症日は病院を受診した日ではなく、インフルエンザ様症状が始まった日となりますので、病院受診時に医師に確認して下さい。

登園する際は、ご家庭で必要事項を記入していただき、必ず提出をお願いします。インフルエンザに限っては、再度医療機関を受診し、証明をいただく必要はありません。

1.下の表に、日付を記入してください。

2.毎体温温を記入し、解熱日に○をつけてください。

3.解熱日と表の①～④を照らし合わせて、登園可能日を確認してください。

	発症日	発症後							
	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
月・日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
体温	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
解熱した日に○									
①発症後1日目に解熱した場合（最低基準）	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	解熱後3日目	発症後5日目	登園可能		
②発症後2日目に解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	解熱後3日目	登園可能		
③発症後3日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	解熱後3日目	登園可能	
④発症後4日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	解熱後3日目	登園可能

※発熱が続く場合や熱がぶり返す場合は、最終解熱日を0日として3日経過するまで登園できません。  
枠に書ききれない場合は枠外でも良いので記入をお願いします。

※未就学児は、抵抗力が低いため**解熱後3日**が目安です。小学生以上と基準が違うのでご注意ください。

インフルエンザ ( ) 型	診断を受けた医療機関名
---------------	-------------

発症した後5日を経過、かつ、解熱した後3日を経過し、

体調も良好のため、 年 月 日より登園します。

組 園児氏名

保護者氏名